



鳥取県公報

平成 20 年 12 月 5 日 (金)
第 8 0 4 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (795) (指導管理課) 2
	生活保護法による医療機関の指定 (796) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (797) (〃) 2
	農地保有合理化事業規程の変更の承認 (798) (経営支援課) 3
	農地保有合理化事業規程の廃止の承認 (2 件) (799・800) (〃) 4
	県営土地改良事業計画の変更 (801) (耕地課) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (802) (森林保全課) 5
	植栽管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (803) (県土総務課) 6
	指定居宅サービス事業者の指定 (804) (中部総合事務所福祉保健局) 11
	指定介護予防サービス事業者の指定 (805) (〃) 11
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (66) 11
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) 12

告 示

鳥取県告示第795号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成20年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
364	鳥取銀行県庁前支店	名称	鳥取銀行県庁前支店	鳥取銀行県庁前出張所	平成20年12月1日
529	鳥取銀行田園町支店	〃	鳥取銀行田園町支店	鳥取銀行田園町出張所	〃
437	鳥取銀行末恒支店	〃	鳥取銀行末恒支店	鳥取銀行末恒出張所	〃
462	鳥取銀行八東支店	〃	鳥取銀行八東支店	鳥取銀行八東出張所	〃
403	鳥取銀行倉吉東支店	〃	鳥取銀行倉吉東支店	鳥取銀行倉吉東出張所	〃
533	鳥取銀行関金支店	〃	鳥取銀行関金支店	鳥取銀行関金出張所	〃
531	鳥取銀行三朝支店	〃	鳥取銀行三朝支店	鳥取銀行三朝出張所	〃

鳥取県告示第796号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
井上歯科クリニック	西伯郡日吉津村大字日吉津2144-1	平成20年8月1日

鳥取県告示第797号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社 T r u e	鳥取市商栄町 192	訪問介護事業 所はあとふる	鳥取市商栄町192	訪問介護	平成20年9月1日

株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6-1	ツクイ湖山	鳥取市湖山町東四丁目88	通所介護	平成20年11月1日
株式会社アウル調剤	広島県府中市元町9-1	みどり薬局	倉吉市東昭和町33-1	居宅療養管理指導	平成20年11月4日
有限会社ラポール・ケア米子	米子市安倍200-1	いきいき訪問看護ステーション境港	境港市馬場崎町312	訪問看護	平成20年11月17日
〃	〃	いきいきヘルパーステーション境港	〃	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6-1	ツクイ湖山	鳥取市湖山町東四丁目88	介護予防通所介護	平成20年11月1日
有限会社ラポール・ケア米子	米子市安倍200-1	いきいき訪問看護ステーション境港	境港市馬場崎町312	介護予防訪問看護	平成20年11月17日
〃	〃	いきいきヘルパーステーション境港	〃	〃	〃

鳥取県告示第798号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成20年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
財団法人ふるさとあおや振興公社
鳥取市青谷町青谷4053
- 2 変更承認年月日
平成20年11月28日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業

鳥取県告示第799号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の廃止を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成20年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 廃止の承認を受けた者の名称及び所在地
財団法人国府町農業公社
鳥取市国府町町屋305-1
 - 2 廃止年月日
平成20年11月28日
 - 3 廃止に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業
-

鳥取県告示第800号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の廃止を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成20年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 廃止の承認を受けた者の名称及び所在地
財団法人鹿野ふるさと振興公社
鳥取市鹿野町今市418-2
 - 2 廃止年月日
平成20年11月28日
 - 3 廃止に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業
-

鳥取県告示第801号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（担い手支援畑地帯総合整備事業大淀地区農業用排水、農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間

平成20年12月5日から同月25日まで

3 縦覧に供する場所

米子市役所及び大山町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第802号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字倉坂字宮坂1223から1225まで、字加美山1208から1211まで、字一ノ谷1197の1から1197の5まで、字奥山西平1173の1、1173の2、1173の5・1173の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1173の37、1173の133、1173の135から1173の139まで、1173の140・1173の152から1173の154まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1173の155、1173の156、1173の157（次の図に示す部分に限る。）、1173の158から1173の163まで、1173の164から1173の171まで（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、1173の172から1173の175まで、1173の176から1173の181まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、1173の182、1173の183（次の図に示す部分に限る。）、1173の184、1173の185・1173の186（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1173の187から1173の197まで、1173の199から1173の202まで、1173の205から1173の217まで、1173の220から1173の234まで、1173の241（次の図に示す部分に限る。）、1173の242、1173の243から1173の247まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、1173の248から1173の270まで、1173の366、1173の370、1173の372、1173の374、1173の384、1173の389、1173の392、1173の396、1173の398、1173の402、1173の404、1173の408、1173の411、1173の412、1173の419、1173の423、字今地谷1085の1、1086、1087、1091、1095から1098まで、1100、1101の1、1102の1、1103から1105まで、字向屋敷1106の1、1107の1、1108、1109の2、1110、1111の1、1111の3、字小水谷1120の1、1120の3から1120の7まで、1123、1124、1125の1（次の図に示す部分に限る。）、字壺本松谷1112から1116まで、1117の1、1118、1119、字小田又1126の1から1126の3まで、1128の1、1129の1（次の図に示す部分に限る。）、1129の2、1129の4、1129の6、字鶏塚1143の1、1143の2、1143の5から1143の7まで、字奥山ノ内中谷1148の3から1148の5まで、1148の49から1148の57まで、1148の65、1148の68、1148の70、1148の72、1148の74、1148の76、1148の88から1148の91まで、1148の100、1148の103、1148の108、1148の112、字滝ノ上1132、1133、字奥小田股1162の1、1162の3、1162の4、1162の6、1163、1164、1165の1、1166の1、字奥山ノ内湯頭1149の8、1149の76、1149の77、字湯頭1150の1、字奥山東平1141の1、1141の2、1141の5・1141の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1141の27、1141の30、1141の31、1141の33から1141の56まで、1141の57・1141の58（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1141の59から1141の61まで、1141の62（次の図に示す部分に限る。）、1141の63から1141の94まで、1141の96・1141の98から1141の100まで・1141の102から1141の108まで・1141の110から1141の112まで・1141の114から1141の118まで（以上19筆について次の図に示す部分に限る。）、1141の120、1141の122、1141の124、1141の136、1141の137、1141の139、1141の140、1142

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第803号

平成21年度及び平成22年度において県が締結する植栽管理業務（県の計画に基づき草木を植え、又は栽培されている植物を管理する業務をいう。以下同じ。）の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成20年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象業務

県が管理する施設（県が管理する国道を含む。）の植栽管理業務（以下「委託業務」という。）とする。

2 入札参加資格要件

入札参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者に対し付与する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 3の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。以下同じ。）に未納がないこと。個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税並びに鳥取県の県税に未納がないこと。

3 申請手続

(1) 提出書類

入札に参加する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 平成21・22年度植栽管理業務委託入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 職員調書（様式第2号）

当該調書に記載してある職員が常勤の職員であることの確認ができる書類及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写しを添付すること。

ウ 法人にあっては入札参加資格の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人にあっては入札参加資格の申請の日の属する年度の前年度に作成した貸借対照表及び損益計算書

エ 次に掲げる国税及び地方税に係る納税証明書（入札参加資格の申請前3月以内に発行されたものに限る。）の写し

(ア) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税に係るも

の

(イ) 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税に係るもの

オ 法人にあっては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（入札参加資格の申請前3月以内に発行されたものに限る。）の写し

カ 県外に本店を有する者であって入札の参加等の権限を委任する場合は、その旨の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

(2) 提出に係る留意事項

ア 入札参加資格を得ようとする者は、(1)の書類各1部を(5)の提出先に提出すること。

イ 提出した書類の内容に変更を生じた場合は、平成21・22年度植栽管理業務委託入札参加資格審査申請事項変更届（様式第3号）及び変更箇所を修正した(1)の書類を(5)の提出先に速やかに提出すること。なお、職員調書（様式第2号）に記載した者を変更する場合は、当該者の雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の写しを併せて提出すること。

(3) 提出期間及び時間

平成20年12月5日（金）から平成23年2月25日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。ただし、平成21年度初回発注（平成21年4月1日以降に指名選定を行うものに限る。）の委託業務の契約に係る指名競争入札に参加しようとする場合は、平成21年2月20日（金）までに提出すること。

(4) 提出方法

(5)の提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又はこれに相当する信書便の役務によることとし、平成23年2月25日（金）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課建設業担当（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347、7454）

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成23年3月31日（次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める日）までとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が、2に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなった場合 知事が当該事実を確認した日の前日

(2) 平成23年度及び平成24年度の委託業務の入札参加資格、その審査申請手続等が平成23年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

様式第1号

平成21・22年度 植栽管理業務委託入札参加資格審査申請書

受付番号

鳥取県知事

様

平成21年度及び平成22年度において鳥取県が締結する委託業務の契約に係る指名競争入札に参加したいので、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

申請者 (主たる 営業所)	(フリガナ) 所在地 (本社)	〒 — 電話番号 — — ファクシミリ — — 都・道・府・県
	(フリガナ) 商号又は名称	
	(フリガナ) 代表者名	役職名 氏名 印
	(フリガナ) 担当者名	氏名

様式第 3 号

平成 21・22 年度 植栽管理業務委託入札参加資格審査申請事項変更届

鳥取県知事

様

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

入札参加資格の審査に係る申請書類に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

注意事項

- 1 県土整備部県土総務課へ提出すること。（提出部数は、持参の場合は 2 部とし、郵送の場合は 1 部とする。）
- 2 変更事項に係る変更内容を証する書面（原本又はその写し）を添付すること。

鳥取県告示第804号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年12月5日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 みのり福祉会 理事長 村田 実	倉吉市福守町 452	社会福祉法人みのり福祉会関金ラジュームデイサービスセンター	倉吉市関金町259-1	通所介護	平成20年12月 1日

鳥取県告示第805号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年12月5日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 みのり福祉会 理事長 村田 実	倉吉市福守町 452	社会福祉法人みのり福祉会関金ラジュームデイサービスセンター	倉吉市関金町259-1	介護予防通所 介護	平成20年12月 1日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第66号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成20年12月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,790
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,247
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	53,037
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,060
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,002
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,950
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,660
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,989
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,734
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,781
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,949

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年10月14日付鳥取県告示第684号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岡 一雄	八頭郡智頭町大字新見字荒尾1087の1
河村しげ子	〃
河村 義正	〃
河村 源蔵	〃
河村 福治	〃
河村 兵蔵	〃
河村民次郎	〃
河村 嘉男	〃
河村 藤吉	〃

河村 高市	〃
河村 勝蔵	〃
河村 計之	〃
田中 勇雄	〃
藤原 初蔵	〃
安原吉次郎	〃
岡 一雄	八頭郡智頭町大字新見字荒尾1087の3
河村しげ子	〃
河村 義正	〃
河村 源蔵	〃
河村 福治	〃
河村 兵蔵	〃
河村民次郎	〃
河村 嘉男	〃
河村 藤吉	〃
河村 高市	〃
河村 勝蔵	〃
河村 計之	〃
田中 勇雄	〃
藤原 初蔵	〃
安原吉次郎	〃
林 久次郎	八頭郡智頭町大字口宇波字ヒル途566の3
本坂 静枝	〃
大坪 とめ	八頭郡智頭町大字毛谷字崩ノ谷331の1
石谷 正樹	八頭郡智頭町大字毛谷字崩ノ谷336の1
奥田 孝夫	八頭郡智頭町大字宇波字迎谷867
〃	八頭郡智頭町大字宇波字迎谷871
〃	八頭郡智頭町大字宇波字迎谷876
株式会社平 福銀行智頭 支店	八頭郡智頭町大字智頭字新田2467

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

寺坂亀太郎	八頭郡智頭町大字宇波字迎谷886の1
-------	--------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智
頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課